

山北町立小・中学校体育施設利用のしおり

山北町では、生涯スポーツの場として、登録団体に山北町立小・中学校体育施設を一般開放しています。使用方法については次のとおりです。

1. 利用できる団体

- ① スポーツ及びレクリエーション活動を目的とする団体。
- ② 山北町内に在住、在勤、在学の方 10 人以上で組織する登録団体。

2. 団体登録の手続き

教育委員会生涯学習課に「利用団体登録申請書・名簿・保険加入証の写し」を期限までに提出し、登録をしてください。

※ 登録申請期間を過ぎてからの登録はできません。

- 団体登録の有効期限は、年度単位（4月1日～3月31日まで）となります。
- 登録内容に変更があった場合は、必ず教育委員会生涯学習課に連絡をしてください。
- けが等の事故が発生した場合、原則自己責任となりますので、必ずスポーツ・レクリエーション保険に加入してください。

3. 利用できる日時

施設	開放日	開放時間	
		5月～10月	11月～4月
校庭 (グラウンド)	土・日曜日・祝日 ・長期休業日	9:00～17:00	9:00～16:00
	5月から10月まで 毎日	18:00～21:00	
体育館・柔剣道場	土・日曜日・祝日	9:00～21:30	
	平日	18:00～21:30	

※ 学校行事等のある日及び年末年始（12月28日～1月3日）は利用できません。

※ 中学校の体育館・柔剣道場については学校の部活動での利用があるため全日 18:00 からの利用となります。

※ 開放時間外の利用に関しては、原則禁止です。利用を希望する場合は、事前に学校と協議のうえ、利用の申し込みをお願いします。

4. 利用申込み手続き

- 利用するには「山北町施設予約管理システム（以下、本システム）」での申請または窓口申請を行い、許可を受けてください。
- 団体利用枠の申込みは、本システムまたは窓口にて利用日の2ヶ月前の1日から20日までに毎月申請を行ってください。

- 毎月 20 日までに週間予定表の団体利用枠の申込みがない場合は、その団体の利用枠を他の団体が 21 日以降に予約することができます。(詳しくは川村小学校・山北中学校施設申込み日程表をご覧ください)。
- 週間予定表の空き枠については、利用日の 2 ヶ月前の 1 日から利用希望日の 7 日前までに申請を行い、許可を受けてください。
- 利用日の 6 日前から当日に申請を行う場合は、平日の開庁日 (8 : 30 ~ 17 : 15) に窓口申請をしてください。(本システムからは申請できません)
- 利用申込みのキャンセル等は、本システムでの申請または教育委員会生涯学習課に連絡をしてください。

「山北町施設予約管理システム」では、インターネットにて予約・キャンセル・料金の支払いなどの手続きが行えます。

また、団体情報(予約担当者など)に変更がある場合は、本システムにて変更手続きをお願いします。

予約システム詳細
町 HP



施設予約管理
システム



5. 鍵の貸出・返却 (体育館・柔剣道場)

- 鍵の貸出・返却については、利用する日に教育委員会生涯学習課(平日 8 : 30 ~ 17 : 15) 又は、役場警備員室(平日の夜間、土・日曜日、祝日)で行ってください。
- 団体間の鍵の引継ぎや又貸しはできません。
- 利用後は日誌に記載のうえ、22 時までに鍵の返却をしてください。

6. 注意事項

- ① 学校行事を第一優先とするため、施設利用の制限をさせていただくことがあります。
- ② 施設、器具を大切に使ってください。ステージは利用禁止とします。
- ③ 利用後、必ず清掃を行い、消灯・施錠・閉門の確認してください。
- ④ 学校敷地内での喫煙は禁止です。
- ⑤ ゴミ等は、各自必ず持ち帰ってください。
- ⑥ 施設又は設備を、き損・亡失したときは、教育委員会生涯学習課へ速やかにご連絡ください。
- ⑦ 故意又は過失によりき損・亡失したときは弁償していただきます。
- ⑧ 施設の不良等による利用の可否は、学校又は教育委員会の指示に従ってください。
- ⑨ 利用許可を受けたものは、原則権利の譲渡・転貸はできません。ただし、教育委員会の許可を受けたものはこの限りではありません。
- ⑩ 台風等の悪天候時や災害等の事情により、施設利用の制限をさせていただくことがあります。
- ⑪ 以上の注意事項に違反した場合、利用の中止を命ずることがあります。

問合せ先 山北町教育委員会生涯学習課
電 話 0465-75-3649